

序 章

1. 研究の動機・目的

現代スポーツはさまざまな倫理的問題を抱えている¹。例えば、勝利のために行う意図的反則、暴力行為、薬物ドーピング²、八百長³、フーリガン、ミスした選手の殺害などがある。ラグビーを例に倫理問題を列挙すれば、南アフリカの選手がニュージーランド代表チームのキャプテンの耳を噛みちぎったり、イングランド代表選手がニュージーランド選手に顔面を踏まれ目を負傷している。また、南アフリカ代表選手が人種差別発言を行い遠征先のニュージーランドから強制帰国させられ、さらにその南アフリカ・ラグビー協会自体が人種差別で一般の裁判所から訴えられるといった事件が起こっている。一方、サッカーを例に見てみると、Jリーグ設立以来、中学生や高校生のレベルにおいても反則行為が増加し、ファールをもらうための過剰なリアクションが増加しているという。トップレベルにおける問題は、当該競技だけではなく、スポーツ全体にも悪影響を及ぼすと考えられる。

以上のような倫理問題の中で、近年は、とりわけ薬物ドーピング問題がスポーツ倫理研

1 一言に、スポーツにおける違反行為といっても多くの種類があり、その分類方法も多岐にわたるが、筆者はかつてスポーツの違反行為を次の4つに大別した(森田啓、『スポーツにおける違反行為の哲学的研究～薬物ドーピングを中心として～』、筑波大学大学院体育研究科平成6年度修士論文、1995.)。1)過失・偶発的な反則行為、2)意図的な反則行為、3)スポーツでの想定を超える意図的な反則行為、4)大会規程違反。このうちスポーツ倫理学の対象となるのは2)～4)であると考えられる。また1)～3)はスポーツルールによって、4)は大会規程によって処理される。本稿では主に大会参加規程を考察対象とし、この規程が備えるべき基準を導出する。そこで、スポーツルールと大会規程を明確に区別して議論を行う必要がある。ここでスポーツルールと大会規程の違いについて見ておこう。近代以降のスポーツでは、勝敗決定システムと勝者選別システムが存在する。前者は1ゲーム内の競争であり、後者は全体の競争(リーグ戦やトーナメント方式など)である。前者はスポーツルールで競技形態が決定しており、後者は大会規程(参加資格、年齢制限・アマチュア資格など)で決まっている。スポーツ場面における反則行為は、全てスポーツルールによって処理されるし、処理できる。しかし、薬物ドーピングに代表される違反行為はスポーツルールとは異なるレベルの規程、すなわち大会規程によって処理される。スポーツルールは「スポーツ場面」を規定するものと考えられる。フレイリーは競技スポーツの存在目的を、「(スポーツルールによって規定されている)同一の課題を目指して、参加者対参加者がお互いのパフォーマンス能力を試しあうこと」(フレイリー、『スポーツモラル』不昧堂出版、1989.p.56.を参照)とする。最も簡単にいうならば、スポーツルールに則ったパフォーマンスの相対的能力を知る(比較する・明らかにする)ことであるといえよう。競技スポーツは、スポーツルールに則って、その能力によって人間を差別化することである。本稿では4)大会規程違反の代表的事例である薬物ドーピングを取り上げ、その禁止の正当性を明示する。

2 薬物ドーピング問題については、第5章3で詳しく考察する。

3 賭けの対象とされている欧米などのプロ・サッカーのゲームでは時々問題になる。また日本においても、「八百長疑惑を招く言動」があったとして、日本バレーボール協会が1993年当時の全日本女子代表監督など3人を当分のあいだ協会役員資格を停止する処分を科す事件があった(毎日新聞1998年7月31日付朝刊23面)。

究の中心である。1988年のソウル・オリンピックにおけるベン・ジョンソンの失格事件は、これを最も象徴する事件であったし、わが国でも男子100メートルのトップ選手が失格処分を受けたことは記憶に新しい。長野冬季オリンピックにおいても、IOC(国際オリンピック委員会)は、薬物検査でマリファナ陽性反応を示した選手の金メダルを一旦剥奪したが、その後、スポーツ仲裁裁判所(CAS)の裁定に従い、剥奪を撤回する事件が起こった。また、ツール・ド・フランスの選手たちや現役大リーガーの薬物使用問題、さらに、アジア大会の日本代表ビリヤード選手が、無知とはいえ、事前検査によって出場停止処分を受けている。

これらの事例が示すように、薬物ドーピング問題は収束、撲滅に向かっているというより、益々、問題の拡大、複雑さを呈していると言えよう。その意味で、薬物ドーピング問題は、依然としてスポーツ倫理学にとって重大な主題であることは間違いない。

筆者が薬物ドーピング問題に関心をもつようになったのは、1988年の正月、全米カレッジ・フットボールのオレンジ・ボウル、オクラホマ大学対アーカンソー大学の対戦時の出来事であった。B.ボズワース（オクラホマ大的選手）は全米の注目を集め選手であり、その年のナショナル・フットボール・リーグ(NFL)にドラフト1巡目で指名された。しかし、その試合前に行われた薬物検査で彼の禁止薬物使用が発覚し、彼はフィールド上にいたものの私服姿で味方に指示を出しているだけだった。なぜ彼は禁止薬物を使用したのか。なぜ彼ほどの選手が禁止薬物を使用する必要があったのか。あるいは禁止薬物を使用してきたゆえに一流選手になれたのか。彼は禁止薬物を使用することで幸福になったのか。禁止薬物使用は、彼自身とアメリカン・フットボール界に何をもたらしたのか。

当時の筆者にとって、禁止薬物使用の悪事性は、殺人の悪と同じくらい自明であった。翌年、筑波大学に入学後、現在に至るまで、薬物ドーピング問題には関心をもち続けている。だが、後述するように、薬物ドーピングを禁止する正当性の根拠はいまだ論議的であり、そこには、あるべきスポーツ世界やスポーツ倫理の探求が要請されている。

薬物ドーピング問題を含めたスポーツの倫理的問題に対する研究は、スポーツ倫理学という研究領域が比較的新しいこともあり、発展途上にある。だがスポーツを自らが選手として行う上でも、また観客として見る上でも、そして特にスポーツ指導者としても、スポーツにおける倫理的問題は早急に解決すべき課題であると思われる。以上のような問題意識が本研究の動機を構成している。

上述したように、スポーツ倫理学は、スポーツにおけるさまざまな倫理的逸脱状況が社

会的問題として取り上げられた 1970 年代中頃から、アメリカを中心に議論がはじまった比較的新しい学問である⁴。スポーツ倫理研究は、1972 年設立の国際スポーツ哲学会(The Philosophic Society for the Study of Sport)が中心となって進められ、その成果は機関誌である『スポーツ哲学研究』(Journal of the Philosophy of Sport)によって公表されてきた。薬物ドーピング問題に関しては、1984 年のオリンピック科学会議・国際スポーツ哲学会主管のシンポジウムで「薬物とスポーツ」が取り上げられ、また 1988 年のソウル・オリンピックにおけるベン・ジョンソンの禁止薬物使用による失格事件を契機として、不正行為、フェアネス、正義、スポーツマンシップ等の研究が続き、薬物ドーピング問題に限らず多くのスポーツ倫理研究が公表されている。しかし、1991 年の国際スポーツ哲学会の会長講演におけるフェアチャイルドの発表⁵、あるいはシュナイダーの発表⁶にみられるように、薬物ドーピング禁止の正当性に関する議論は引き続き行われている。

このような状況からは、二つの解決すべき論点が浮び上がる。一つは、各論者の「スポーツ倫理」の捉え方が多様である点である。もう一つは、規範を提示する際に、スポーツ世界⁷と生活世界の関係をどのように踏まえるかが多様である点である。

⁴ 友添秀則、近藤良享、「スポーツ倫理学の研究方法論に関する研究」、日本体育・スポーツ哲学会『体育・スポーツ哲学研究』第 13 卷第 1 号、1991 年、p.42.

⁵ D.L.Fairchild, *The Days Were Longer Then: Some Simple Thought About Sport-Philosophy?*, in *Journal of the Philosophy of Sport*, 1991. X VIII, pp.59-73.

⁶ Schneider, Angela, "Drugs in Sport: The Straight Dope", Unpublished manuscript, presented at the annual conference of the Philosophic Society for the Study of Sport, Fort Wayne, Indiana, October 10, 1990.

⁷ ここで本研究における「スポーツ世界」の定義を述べる。本研究の考察対象は、日常世界にいる人々が自発的結社によって形成した集団、つまり日常世界から切り取られた独自の世界であるスポーツ共同体とする。本稿ではコミュニタリアニズムを支持するため(第 2 章参照)、共同体のひとつとしてスポーツ世界を位置付け、これをスポーツ世界と呼ぶ。この世界(共同体)は独自の理念をもち、参加者の実践によってその存在が支えられる。それは、結社の自由が認められていた 18 世紀のイギリスで誕生した。イギリスでは、競馬は 1750 年ごろ、ゴルフは 1754 年、アーチェリーは 1780 年、クリケットは 1788 年に、全国的統括団体が成立した(村岡健次、「サッカーとラグビー——フットボールの発達史」、川北稔編、『「非労働時間」の生活史』、リブロポート、1987. p.127.)。全国的統括団体の成立以前に、結社の自由に基づくいくつかの「クラブ」が成立したと考えられる。本稿の関心は、薬物ドーピング問題に代表されるスポーツ世界における倫理的問題である。これらの問題が頻繁に生ずるのは競技レベルの高いスポーツ大会においてである。その代表例はオリンピックである。オリンピックも独自の理念であるオリンピズムをもち、参加者の実践によってその存在が支えられている。したがってオリンピックを考察の中心とする。したがって、個人が日常世界の中で行う運動(例えばジョギングなど)、あるいはレジャー・スポーツは考察対象としない。ただし本文中では、18 世紀以前のものにも便宜上スポーツという言葉を使用している。例えば「ローマ時代のスポーツ」という言い方をしている個所もある。よって本稿では一般的使用法において「スポーツ」と呼ばれるものがスポーツと考える。

よって、本研究の目的は、まず、「倫理」とは何かについて考察し、次に、そこでの知見を基礎にしてスポーツ世界と生活世界の関係をふまえ、最終的に、スポーツ倫理の機序を解明してスポーツ世界の方向性を提示することである。

2. 先行研究の検討

2.1. 先行研究の選定

本研究はスポーツの規範倫理学的研究に位置づいている。スポーツ世界において、どのような原則に従って行為すべきかを追究する規範倫理学的研究において、1988年の中・オリンピックでのベン・ジョンソン失格事件以来、薬物ドーピング問題が中心課題となっている。したがって、まず先行研究は薬物ドーピング研究を中心とし、その選定基準は、個別的事例に対して規範原則を提示している研究を取り上げる⁸。そのためスポーツのメタ倫理学的研究、つまりフェアプレイ、スポーツマンシップ等のスポーツ倫理上の言語分析は考察対象としない⁹。

先行研究は、薬物ドーピング問題の議論が本格化する契機である1984年のオリンピック科学会議・国際スポーツ哲学会主管のシンポジウムに登壇した三者（ブラウン、サイモン、フレイリー）の議論を出発点とする。彼らの議論は今でもスポーツの規範倫理学的研究の中で重要な位置を占めている。その後、この三者の議論を踏襲する形で薬物ドーピング問題の研究が展開してきた。

てまい、スポーツ哲学の領域においては、スポーツを厳密に定義する試み、あるいはスポーツの独自性を明示する研究が数多くなされているが、本稿は指示対象を広くとった研究である。

⁸ 本研究を一言でいえば、スポーツ世界のあるべき方向性を提示し、それに基づいて個々の具体的な事例を解決するための原理論を提示することである。したがってスポーツ世界の方向性について論じたものを先行研究とすることも可能である。しかし、本稿ではスポーツ世界の方向性は日常世界との関係で決定すると考える(第5章)。本研究は応用倫理学の一領域であるスポーツ倫理学の研究に位置づけることができる。応用倫理学は具体的な倫理的諸問題から出発し、現実的実践に生じる倫理的困難にいかに対処すべきかを考究する。よって本稿でもスポーツ世界における違反行為という具体的な事例から出発し、現在のスポーツ世界の倫理に変更を迫ろうとするものである。なお、スポーツ世界の方向性や位置づけについては、第4章2.2エリアスの研究、第5章2.4.2スポーツの社会哲学の先行研究を取り上げている。また薬物ドーピングは、大会規程違反の一部であるが代表的事例であり、この禁止規程違反にスポーツ倫理の問題が象徴的に表れている。

⁹ 「スポーツマンシップとは何か」について論じたJames Keating, "Sportsmanship as a Moral Category" and Randolph Feezell, "Sportsmanship" in Morgan and Meier(Eds), *Philosophic Inquiry in Sport*(2nd Ed.), Human Kinetics, 1995. 等は除外している。

1990 年代に入り、シェナイダーらがコミュニタリアニズム(共同体論)に依拠し、この三者に匹敵する重要な主張を提示し、それに対しリベラリズムの立場からパークがシェナイダーらを再批判し、一種の論争になっている。本研究では、ここで列挙した五者（ブラウン、サイモン、フレイリー、シェナイダーら、パーク）の研究を、代表的先行研究として検討対象にする。

2.2. 先行研究の思想的状況

スポーツ倫理学は、その親学問である一般倫理学の一応用領域であり、必然的に倫理学の成果や時代の特徴が反映している。以下に取り上げる先行研究も倫理学の成果を踏まえている。そこで、個々の先行研究を取り上げる前に、思想的状況を一瞥しておく。詳しくは第2章で現行の自由主義思想について考察し、その評価を行う。

ブラウン、サイモン、フレイリー、パークの先行研究は、近代の特徴である自由主義（リベラリズム）思想に依拠している。自由主義とは、経済的には資本主義を、政治的には議会制民主主義を、価値観としては功利主義を基本とする社会である。フランス革命は、「身分制社会の多元性を克服して、近代的意味での『自由主義』をさかのぼった究極のところにある『個人』をつかみだし」¹⁰、思想的にはホップズに始まる社会契約説が、社会そのものを解体し、自由で平等な原子論的個人の自然状態を出発点とした¹¹。自由主義は、この「個人」を基礎とし、その価値観は功利主義である。「功利主義は、今日おおかたの人びとの日常的な行動原理をなし、政治社会の判断基準をなしている」¹²。そこでは各自の選好（preference）によって、現在および将来の欲望ないし欲求の満足が最大化されるべき基準とされる¹³。1970 年代に政治哲学の復権を唱え、自由主義に新しい哲学的基礎づけを試みた J.ロールズ、R.ノズィック、R.ドゥオーキンらは、善(the good)を各人に委ね、正(the just)あるいは権利(right)のみを、行為や制度の判断基準として論じる¹⁴。さらに個人

¹⁰ 梶口陽一、『自由と国家』（岩波新書）、岩波書店、1989.、p.123.

¹¹ 藤原保信、『自由主義の再検討』（岩波新書）、岩波書店、1993.、p.35.を要約。

¹² 同上書、p.158.

¹³ 同上書、p.158.を要約。

¹⁴ 同上書、p.161.を要約。ここで用いられている「善」「正」「権利」については第2章のはじめで考察しているが、簡単に言えば、善とは「個人の正の究極目的に関わり、『いかに生きるべきか』という問い合わせに対する解答として与えられるもの」であり、人々の選択の自由を超えて共有されるべき価値を指す。一方、正とは、「富、権力、地位という個人の生の外的条件に関わり社会的価値の配分」に関わり、権利主体としての個人が、各自それぞれ価値あるものを選択することを指す(藤原保信、同上書、p.161 を参考)。

の欲望を最大限に肯定するポスト・モダニズムは極端な価値相対主義、ニヒリズムに至つた。

以上の4人の先行研究に対して、シュナイダーらの研究は、リベラリズムに反対して1980年代に登場したコミュニタリアニズムに依拠している。コミュニタリアニズムは近代的自我（個人）の限界を暴き、善の選択を個人の主観に委ねることに反論する。

以下、これらの先行研究を詳しく見ていく。

2.3. 先行研究の検討

2.3.1. 1984年のオリンピック科学会議シンポジウムにおける主張(論点)

まず1984年のオリンピック科学会議・国際スポーツ哲学会主管のシンポジウム「薬物とスポーツ」に登壇した三者の主張を概観する。

ブラウン¹⁵が論拠とする原則は自己決定（自律）である。ブラウンは、スポーツにおける薬物使用の禁止がパターナリズム（父權的保護主義）¹⁶であるか否かという視点から評価し、自己決定という原則が最優先されるべきと考える。われわれが若者に教え込みたい態度、価値にはスポーツマンシップ、正直さ、フェアネス、自己信頼、協力、健康、等があるが、薬物を使用することの自己決定は、前述した態度・価値と対立する、とブラウンは述べる。薬物使用の自己危険に関してはインフォームド・コンセント(informed consent)¹⁷が前提となるが、明確にインフォームド・コンセントがある成人選手に対してもパターナリズムが適用されうるのかが論点となる。ブラウンの結論は、成人選手にはパターナリズムは適用できず、未成年の選手の場合にだけパターナリズムが適用されるとする。

以上のことから、選手の自己決定を優先させる場合には、成人選手（未成年の選手を除く）に対して薬物ドーピングを禁止することは正当化されない。ブラウンは、スポーツマ

¹⁵ Brown,W.H., "Paternalism,Drugs, and the Nature of Sports" in *Journal of the Philosophy of Sport*, X I, 1984. pp. 14-22.

¹⁶ パターナリズムとは、簡単に言えば「善意に基づいて干渉、統治すること」であり、保護するというニュアンスが強く働いている。現在実施されている具体例としては自動車のシートベルトやオートバイのヘルメットの着用がある。

¹⁷ インフォームド・コンセントとは、説明に基づく同意などと訳され、最近特に医療行為の際にその重要性が指摘されている。インフォームド・コンセントとは、極端にいうと、医療現場では、医師は必ず患者の病状およびどういう処置をするかを説明し、患者の同意を得たうえで、それから治療をすることである(水野肇、『インフォームド・コンセント』(中公新書)、中央公論社、1990. pp. 1-2.)。

ンシップ、正直さ、フェアネス、自己信頼、協力といった価値の存在を認めながらも、自己決定の価値を優先させて結論づける。つまりブラウンは、善よりも正を優先させる立場である。

サイモン¹⁸は、選手自身の選択による薬物使用という手段が不当か否かを検討する。この場合、選手自身の選択にはインフォームド・コンセントが前提条件となっている。サイモンは、ブラウンとは反対に、薬物使用の禁止を認める立場を採る。

まず、サイモンは、パターナリズム、他者危害原則、社会悪という原理・原則から検討を始める。薬物使用に反対する議論の一つに、使用者への健康上の害という理由がある。しかし、他者危害原則(harm-to-others principle)、つまり他者に危害を及ぼさない限りという原則を受け入れると、自虐行為（愚行権に基づく行為）を禁止するパターナリズムは正当とは言えなくなる。しかし、薬物使用に関してパターナリズムが適用できる場合が二つある、とサイモンは述べる。ひとつは選手がインフォームド・コンセントを与えられていない場合、他方はある選手の薬物使用が他の選手への薬物使用を強要するという意味での他者危害となる場合である。他者への強要に関して、サイモンは、薬物使用と危険なトレーニングの対比の中で、薬物使用者が他の選手に対して不正、不公平と判断できないと述べる。また、社会悪についてサイモンは、青少年の保護というコーチ・親・教師の責任を増大させるべきであり、社会悪だけを根拠に一流選手の選択の自由を制限することは不適切と考える。

サイモンは、パターナリズム、他者危害原則、社会悪を根拠に薬物ドーピングの禁止の正当化をあきらめ、「競技スポーツは卓越性への相互追求である」というスポーツ本質論を基準に薬物問題に解答する。サイモンは、競技スポーツの理想に反する不当な要素が試合に介入すべきではないとの立場から、薬物使用は人間としての選手を尊敬しない非人間化につながるとして、薬物使用に反対するのである。ここでは、サイモンとブラウンとでは問題への接近方法が異なる点に注目したい。サイモンはブラウンとは異なり、一般原則を適用するのではない。

フレイリー¹⁹は、上述のブラウンとサイモンの立場を比較・検討し、自説を唱える。ま

¹⁸ Simon,R.L., "Good Competition and Drug-Enhanced Performance" in *Journal of the Philosophy of Sport*, X I , 1984. pp.6-13.

¹⁹ Fraleigh,W.P., "Performance-Enhancing Drugs in Sport:The Ethical Issue" in *Journal of the Philosophy of Sport*, X I , 1984. pp.23-29.

ず、サイモンとブラウンの薬物使用に関する倫理的問題点は一致しているという。つまり、両者の問題点の位置づけは、副作用がありながら、説明に基づいて同意した成人選手が競技力向上のために薬物を使用することが道徳的に正しいか否かであり、危害(harm)、強制(coercion)、公正(fairness)という道徳的視点から検討している。

フレイリーは、スポーツの本質もしくは理念から生じる観念なしには道徳的なスポーツ行為の規定は困難との立場から、理想的な試合(contest)を提示し、そこからスポーツ行為の価値判断を行うべきと考える。フレイリーは、ブラウンにならって自由主義社会における行為の原理・原則から検討するのではなく、サイモンと同様にスポーツの理想から検討する。フレイリーは、薬物ドーピング問題に対して、試合の存在目的から演繹し、1)スポーツの試合は薬物反応能力を比較基準にしていないこと、2)禁止規程がなければ、服用への強制力が一層増すこと、3)薬物ドーピングが一般的に行われたら、結果的に全体の幸福を損なうことは明らかであることを理由に、薬物ドーピングの禁止規程が正当と結論づける。

この三者の主張から議論となるのは、一般（自由主義）社会の倫理原則がスポーツ世界に適用可能か（ブラウン）、あるいは、スポーツ世界独自の倫理原則が設定可能か（サイモン、フレイリー）が争点となる。この争点は生活世界とスポーツ世界それぞれの規範や両者の関係が問題となろう。また、倫理学上の問題に照射してみると、「存在(Sein)と当為(Sollen)」²⁰の問題に置換できる。

2.3.2. コミュニタリアンに基づくシュナイダーらの研究

シュナイダーとブッチャード²¹(以下シュナイダーらと表記する)の主張は、従来のリベラリズムに基づく薬物ドーピング論に反論し、コミニタリアニズムに基づく点に特徴がある。シュナイダーらはコミニタリアン(共同体論者)であるマッキンタイアの理論に依拠して

²⁰ 「存在と当為」は「事実と価値」、「事実問題と権利問題」などとも呼ばれる。当為とは「まさに為すべきこと」をいい、あるがままの姿としての「存在」あるいは「事実」の対概念である。後者の「事実判断」から前者の「価値判断」が導き出せるということは、倫理学の領域ではしばしば「自然主義的誤謬(naturalistic fallacy)」と言われる。自然主義的誤謬への批判はヒュームにはじまり、カントを経て、今世紀に入ってからはG.E.ムーアが再び批判して注目された。ムーアに代表される直覚主義は、価値言明が表す事態は直覚によってのみ確かめうる非経験的・非自然的事態であるとの立場を取る。

²¹ Schneider,A.J. and Butcher,R.B., "Why Olympic Athletes Should Avoid the Use and Seek the Elimination of Performance-Enhancing Substances and Practices from the Olympic Games" in *Journal of the Philosophy of Sport*, XX-XI, 1993-4, pp.64-81.

いる。最初に、マッキンタイアの主張を簡単にまとめておこう。

マッキンタイアは徳論を展開しているが、マッキンタイアの徳論は三段階を経て進行する。「第一段階は、諸実践に内的な善を達成するのに必要な性質として、諸徳を問題にする段階。第二段階は、人生全体の善そのものに寄与する性質として、諸徳を考察する段階。そして第三段階は、生きている社会伝統の内部で初めて仕上げられ所有されうる概念である『人間にとての善』を追求することに、諸徳を関係づける段階である」²²。マッキンタイアの「実践(practice)」とは、「首尾一貫した複雑な形態の、社会的に確立された協力的な人間活動である。それをとおしてその活動形態に内的な諸善が実現されるが、それは、その活動形態にふさわしい、またその活動を部分的に規定している、卓越性の基準を達成しようとする人間の諸力と、関連する諸目的と諸善についての人間の考えは、体系的に拡張される」²³ものである。

次に内的善と外的善の違いを簡単にまとめておこう。実践の内的善(goods internal to a practice)とは、ある特定の種類の競技をするのでなければ得られないものである。それを内的善と呼ぶ理由は二つあり、第一は、もっぱらチェスなどの特定の種類の他の競技に言及し、それらの競技からの例を用いることによってであり、第二は、内的善が同定され認知されうるのは、当の実践への参加経験を通してという理由である²⁴。一方、外的善の特徴的な方には、誰かがそれより多く持てば、それだけ他の人々の持ち分が少なくなることである。現実の大人の場合には、威信、地位、金といった善である。つまり、内的善と外的善の相違は、内的善が深遠でミステリアスであるのに対し、外的善は明確に共有・配分される点にある。

さらにマッキンタイアは、実践と制度(institutions)を区別する。「チェス、物理学、医学は実践であるが、チエスクラブ、研究所、大学、病院は制度である。制度はその特徴として必ず、私が外的な善と呼んだものに関わり合う」²⁵。しかしそれと同時に、「制度によって維持されなければ、どんな実践も何らかの期間存続することはできない」²⁶という。

マッキンタイアは実践への入門についても述べる。「実践には、諸善の達成だけでなく、

²² MacIntyre, Alasdair, *After Virtue: A Study in Moral Theory* (Second Edition), Duckworth, 1985. p.273. (邦訳：篠崎榮訳、『美德なき時代』、みすず書房、1993. p.332.)

²³ *ibid.* 187. (邦訳、p.230.)

²⁴ *ibid.* p.188-189. (邦訳、pp.231-232.)

²⁵ *ibid.* p.194. (邦訳、p.238.)

²⁶ *ibid.* p.194. (邦訳、p.238.)

卓越性の基準と規則への服従とが含まれる。実践に入るとは、これらの基準に権威があり、その基準で判断された私自身の仕事振りは不十分なものだと、認めることである。それは、私自身の態度、選択、嗜好、趣味を、その実践を以下のところ部分的に定義している諸基準に服させることである。実践にはいうまでもなく、いま注目したように、歴史がある。すなわち、競技、科学、芸術などすべては歴史をもっている。だから、基準はそれ自体、批判から免れているわけではないが、それにもかかわらず、これまで認識された最善の基準がもつ権威を認めなければ、ある実践に入門を許されることはできないのだ」²⁷。

シュナイダーらは薬物ドーピングに反対する論拠を以下のように提示する。

シュナイダーらの議論は以下の三点でその論拠を提示する。第一は、マッキンタイアが主張した実践(practice)における内的善(internal good)に基づいて、薬物ドーピングはスポーツにおける内的善を高めないこと、第二は、オリンピック選手は内的善と一致するよう行為すべきであること、第三は、たとえ内的善を受け入れなくとも薬物ドーピングは單なる自己破壊であり選手の達成を失敗させることの提示である²⁸。

まず、シュナイダーらはマッキンタイアの「実践」概念および「内的善」の概念を援用し、薬物ドーピングがスポーツにおける内的善を高めないことを提示する。彼らは、制度化が進んで強い支持や伝統のあるスポーツ種目は実践と考えられる²⁹と確認した上で、「スポーツの内的善を高めないとという理由で、薬物ドーピングは禁止されるべき」と主張する。シュナイダーらは内的善を判断基準とする。スポーツの内的善は、外的善と異なり言葉で明確に定義できないが、選手からみれば、「スキルをマスターする喜び、難しいプレイの完璧な遂行、ハードワーク・献身・スキルの積み重ねによる満足のいくプレイ」である。スポーツの内的善を重視する理由は、スポーツの内的善が、別の方法では複製(達成)できない独自性を有する点にある。薬物ドーピングは外的善の獲得には有効である可能性があるが、スキル向上に繋がらないゆえに、内的善を高めない。したがって、マッキンタイアの「実践」概念および「内的善」の概念に依拠すれば、薬物ドーピング禁止規程は正当化できると結論づける。

²⁷ *ibid.* p.190. (邦訳、p.233.)

²⁸ op.cit, Schneider and Butcher(1993-4), p.64.

²⁹ *ibid.* p.65. これは現在競技スポーツと呼ばれているものである。ただ注意すべき点は、実際に存在するのは各スポーツ種目であり、「スポーツ」とはそれらの総称である。制度化が進み伝統があるものという条件にあてはまる「スポーツ世界」の代表例はシュナイダーらも述べているようにオリンピックである。

しかし、シュナイダーらは、内的善に関心をもつべきか否かは哲学史上プラトン以来の難問であると述べ、この問い合わせる代わりに、外的善の獲得に対しても薬物ドーピングが有効でないことを論じる³⁰。シュナイダーらは、ブレイヴィックが「囚人のジレンマ」を薬物ドーピング問題に適用した「ドーピング・ジレンマ」モデルを支持する³¹。選手全員が薬物ドーピングを行えば、外的善を獲得するための競技的有利さはなくなり、単に身体に害を及ぼすだけである。結局、薬物ドーピングは外的善の獲得にさえも有効ではなく、單なる自己破壊となる。ただし、シュナイダーらは、薬物反応に対する個人差はここではあえて与件とされ、論じていない。

次に、シュナイダーらは、優れた実践者であればこそ、スポーツの卓越基準を再定義できる、つまり、優れた実践者が「善」を再定義できるとする。しかしその再定義に際しては、スポーツの伝統と一致するか、その伝統をより豊かにするかが条件となる。この点はコミュニタリアニズムの主張と同一である。

最後にシュナイダーらは、選手に決定の権力付与を主張する。薬物ドーピングはスポーツの内的善を高めず、不必要的害をもたらすだけであるので、選手は合理的に薬物ドーピング選択を回避することが求められる。そして承諾を保証するために必要なステップ（ドーピング・コントロール）にも同意すべきであると主張する³²。

シュナイダーらが提起した主張は、従来のリベラリズムに基づく研究が「正」を優先したのに対し、彼らはコミュニタリアニズムに基づき「善」を優先した。前者の代表的研究にはフレイリーの研究³³があり³⁴、後者にはシュナイダーらの他にアーノルド³⁵がいる。

³⁰ シュナイダーらが内的善について回避した問い合わせこそがコミュニタリアニズムの中心論点であると言えよう。本稿でも、共通善、内的善の必要性は主張するが、その規定については今後の課題とする。

³¹ Breivik,G., "The Doping Dilemma:Some Game Theoretical and Philosophical Considerations." in *Sportwissenschaft*,17:1(March 1987),83-94.および"Doping Games:A Game Theoretical Exploration of Doping." in *International Review for Sociology of Sport*,27(1992),235-252.

³² 筆者が思うに、この点に関するシュナイダーらの主張は形式的なことにすぎないと思われる。

³³ Fraleigh,W.P., *Right Actions in Sport:Ethical for Contestants*,Human Kinetics Publishers,INC. 1984.

³⁴ リベラリズムから見た場合、薬物についてのアクセスの差をいかに公正に配分するかという「正」の問題が問われる必要がある。だがこの点について本稿では触れない。

2.3.3. シュナイダーに反論するパークの研究

パーク³⁶は、ブラウン³⁷やマイヤー³⁸の主張を支持する形で、シュナイダーらの主張を批判する。その際、プラグマティックなリベラリストと称されるローティー³⁹の考えを手掛かりに反論を展開する。結論を先取りすれば、パークは、創造性という自己決定の価値は他の価値よりも優先すべきであるがゆえに、薬物ドーピングの禁止は正当化できないとする。

パークは、薬物ドーピング禁止規程もアマチュア規程と同様の道を辿り、そのうち消滅するだろうと予言する。パークは、シュナイダーらと同様に、個々の選手とスポーツ共同体の関係を弁証法的関係と捉えるが、パークは、選手の差異化・卓越化を最大限に肯定する立場をとる。この立場は自由主義社会の原則を優先したものである。パークは、ローティーの主張を発展させ、「自由主義社会は、スポーツの価値を創造するのではなく、参加者にその価値を選択させることが重要である」と述べる。ここには善に対して正を優先するリベラリズムの立場が貫かれている。

パークの立場から、シュナイダーらが依拠する「内的善」に対する批判を見てみよう。パークは、まず、内的善の内実を記述する難問を留保するとしても、三つの問題が生じると述べる。1)内的善はオリンピック・スポーツに役立つか、2)内的善がオリンピック以外のスポーツ・フェスティバルではなぜ有効でないのか、3)内的善は薬物使用によって本当に危険にさらされるのか、の三つである。そのうち最も異議があるのは3)「薬物使用は本当に内的善を妨げるのか」であると述べる⁴⁰。パークは、スポーツ・スキル（内的善）と

³⁵ Arnord,P.J., *Sport,Ethics and Education*,Cassell,1997.など

³⁶ Burke,M.D., "Drugs in Sport:Have They Practiced Too Hard? A Response to Schneider and Butcher" in *Journal of the Philosophy of Sport*,1997,X XIV,pp.47-66.

³⁷ Brown,W.M., "Ethics,Drugs and Sport" in *Journal of the Philosophy of Sport*,VII,1980,pp.15-23.

Brown,W.M., "Paternalism,Drugs, and the Nature of Sports" in *Journal of the Philosophy of Sport*,X I ,1984,pp.14-22.

Brown,W.M., "Practice and Prudence" Presidential Address:Philosophic Society for the Study of Sport, in *Journal of the Philosophy of Sport*,X VIII,1990,pp.71-84.

³⁸ Meier,Klaus V., "Restless Sport" Presidential Address:Philosophic Society for the Study of Sport, in *Journal of the Philosophy of Sport*,X II ,1985,pp.64-77.

³⁹ ローティー(Richard Rorty)は現代哲学の最前線を行く一人であるが、その立場は自由主義社会と私的個人を最高と考えるプラグマティックなリベラリストなので、コミュニケーションと意見が対立する。シュナイダーらとパークの論争は、コミュニケーションとリベラリストの両者の対比を見る上で参考になる。

⁴⁰ op. cit. Burke. p.50.

強さや持久力（外的善）を明確に区別できないことを根拠に、スポーツにおいては内的善と外的善の区別は不可能という、さらに薬物は内的善・外的善の両方を高める可能性があるともいう。

次に、パークはシュナイダーらが唱える「合理性」について、シュナイダーらが与件とした「薬物に対する各自の生体反応の差」を問題視し、シュナイダーらが合理性の循環論に陥っていると指摘する⁴¹。

他にもパークは、薬物ドーピング禁止規程は構成的ルールとは異なり補助的なものであるのでスポーツの本質とは無関係と述べる。

パークは、ベン・ジョンソンと競技したカール・ルイスが自己ベストを出したこと、さらに多くの論者が勝利は唯一のことではないと述べることから、内的善を認める人ならば、他者とは無関係であろうという⁴²。パークの捉え方はまさに、個人を基礎とするリベラリズム的な観点といえる。

本稿では、このコミュニタリアニズムとリベラリズムの論争をふまえる必要があり、それについては第2章で詳しく検討する。

3. 研究課題

現在の倫理学においては、さまざまな立場や側面から「倫理」を捉えることが可能である。さまざまな倫理的立場が存在する以上、何よりも優先して本研究における「倫理」を明確に位置づけておく必要がある。

また、先行研究を倫理学上の問題に照射してみると、二つの大きな難問にぶつかる。それは「存在(Sein)と当為(Sollen)」の問題と「正(the just)と善(the good)」の問題である。

前者から見てみよう。前述の先行研究では、問題解決への視座として規範原則を提示し

⁴¹ 筆者は、パークのこの指摘は支持する。

⁴² 筆者は、この点については議論が必要と考える。スポーツ・ルールは大きく分けると構成的ルールと規制的ルールに分けられる。前者は各スポーツ種目の競技方法を規定するものであり、後者は参加資格を規定するものである。薬物ドーピング禁止規程やかつてのアマチュア規程などは後者である。スポーツの本質をどう捉えるかにもよるが、構成的ルールで規定されている部分だけがスポーツの本質とはいえないのではないだろうか。特に倫理的問題の多くが生ずるのは規制的ルールの部分であり、これに関して、参加者の自己決定を重視するというだけでは倫理的問題の解決にはならないであろう。

⁴³ 筆者は、パークのこの主張は、コミュニタリアニズムの主張の主旨を考慮していないと考える。コミュニタリアニズムが主張する内的善の達成とは、単に自己ベストを出すということではなく、その共同体の内的善をふまえ、それに他者と協力してコミットすること

ているが、その方法は大きく分けて二つある、ひとつは、一般社会の倫理原則（バターナリズム、他者危害原則、社会悪など）をスポーツ世界に適用するものであり（ブラウン）、もうひとつは、スポーツ世界独自の倫理原則（卓越の追求、内的善）を設定するものである（サイモン、フレイリー）。この問題に関しては、一般的行為原則をスポーツ世界に適用することが可能であるのか、可能であるとすればどの程度適用できるのか、という議論が必要となる。したがって、前者の問題に対してはスポーツ倫理と一般倫理の関係が中心課題となる。現代社会の一般倫理とスポーツ独自の倫理を記述することは可能であろう。しかし、スポーツ倫理が一般倫理と同じであるべきか、あるいは特殊であるべきかについては、従来の議論では回答できない。両者の倫理を記述し、両者の関係、るべき関係を考察する必要がある。この問題を倫理学上の問題に置換すれば、「存在と当為」の問題となる。

後者は、バークとシュナイダーらの論争に代表され、それは倫理学上の「正と善」の論争に根幹があり、リベラリズムとコミュニタリアニズムの対立である。この問題に取り組むには、両者の議論を整理し、どちらが現在生じている倫理的問題を有効に解決できるのか、あるいはそれらをさらに発展させた原理論を提示できるのか、といった点が問題となる。これらの点について検討し、本研究の立場を明示して議論を行う必要がある。

したがって、本稿の課題は、大別すると、1)倫理の確定、2)生活世界とスポーツ世界それぞれの「善と正」の優先性の確定、3)生活世界とスポーツ世界の関係を踏まえた上でのスポーツ倫理の機序とスポーツ世界の方向性の提示、の三つになる。

以上の先行の議論より、本研究においては、以下の課題を設定する。

課題1：本研究における「倫理」の立場を確定する(第1章)。

課題2：生活世界における「善と正」の優先性を確定する。本稿では、自由主義社会の倫理を考察・批判し、自由主義の限界を克服する新たな倫理観の必要性に基づき、「善と正」の優先性を確定する(第2章)。

課題3：新たな倫理観として環境倫理学について考察する。また、生活世界における「存在と当為」の優先性を確定する(第3章)。

課題4：スポーツ世界における「善と正」を確定するための前段階として、既存のス

であろう。

ソ世界の倫理を現状分析する(第4章)。

課題5：生活世界とスポーツ世界の関係を考察し、それに基づいてスポーツ倫理の機序およびスポーツ世界の方向性を提示する。ここで示した方向性に基づき、スポーツ倫理の基準を設定し、代表的な具体的事例である薬物ドーピングへの適用を試みる(第5章)。

4. 研究の方法

周知のように、さまざまな倫理学派があるので、方法論も多岐にわたっている。ここでは代表的な方法を一通り検討し、本研究の研究方法を定位する。

その分類法も多岐にわたるが、倫理学の研究は大きく分けると次の三つになるとを考えらえる。記述倫理学、規範倫理学、メタ（分析）倫理学である⁴⁴。文化圏の違いにも着目し、ドイツ語圏およびわが国における倫理学にも簡単に触れる。

一般倫理学においては、まず、相対主義という論難が常に問題となる⁴⁵。歴史的に見るとならば、倫理原則がアブリオリ(a priori)に存在するか、アポステリオリ(a posteriori)に存在するかという義務論(deontology)と目的論(teleology)の論争があり、それらの批判としてメタ倫理学が登場した。義務論と目的論は倫理的原則を設定するための倫理的判断が、何らかの意味で客観性を保持して認識として成立するという認識説(cognitivism)であるのに対し、メタ倫理学は倫理的判断が認識として成立しない非認識説(non-cognitivism)の立場をとる。

4.1. 諸方法の検討

4.1.1. 記述倫理学(descriptive ethics)

記述倫理学は、倫理を一種の社会形成物として考察し、それぞれの時代・場所で何が倫理的によいとされているかを調査し記述する。例としては相対主義 relativism があげられる。この立場は「存在と当為」に関して、前者から後者が導けるとする。「善と正」に関しては

⁴⁴ ここでは以下の文献を参考にしている。

伴博・遠藤弘編、『増補現代倫理学の展望』、勁草書房、1998.

金子武蔵編、『新倫理学事典』、弘文社、1970.

廣松涉他編、『岩波哲学・思想事典』、岩波書店、1998.

友添、近藤、前掲論文(英語圏における規範倫理学とメタ倫理学)など。

⁴⁵ これが記述倫理学である。

ては、それぞれの文化によって相対的であるとする。

4.1.2. 規範倫理学(normative ethics)

規範倫理学は、あることを倫理的によいと判断し判定するための基準そのものを問題にする。この基準やそれに基づく指令である規範を提示する。アリストテレス以降、一般に倫理学といえばこの規範倫理学のことを指す。通常、法則は必然の法則と当為の法則に区別でき、前者が存在、後者が当為である、この当為の法則を規範と呼ぶ⁴⁶ことからもわかるように、規範倫理学は当為に関する学である。この当為に関する理論は、その原理としての基本的価値ないし道徳法則の性格に対する見解にしたがって、義務論的倫理学と目的論的倫理学に大別される⁴⁷。前者は、倫理的原則が具体的行為の結果と独立にアприオリに普遍妥当性をもち、善なる行為を行うことが義務と考えられる。例としては、カントの定言命法がある。後者は、倫理的原則が具体的行為の結果によりアボステリオリに基づきられ、快楽、幸福などの倫理的価値以外の価値をどのように実現するかによって決定されると考える。例としては功利主義やプラグマティズムや直観主義⁴⁸などがある。功利主義とプラグマティズムは、善はそれぞれ経験的事実や有用性によって定義可能であるとし、価値判断は事実判断から導出できるとする。直観主義は、善は定義できず、価値判断は事実判断から導出できないとする。

4.1.3. メタ（分析）倫理学(metaethics)

メタ倫理学は、倫理的によいと判断するのはどのような基準によるのか（よるべきか）を問題にする。その前段階として、倫理的によいこと、倫理的判断の構造や機能、倫理的な言葉やその機能について分析する。つまりメタ倫理学は哲学言語の分析を旨とする分析哲学の流れのうちに位置する倫理学であり、G.E.ムーアの『倫理学原理』が原典とされる。例としては自然主義、直観主義、情動主義（情緒主義）、指令主義（日常言語学派）などがある。一般研究上の立場としては、認知説（道徳判断は何らかの事実の認識を含む）と非認知説（道徳判断は事実に関する判断を含まない）に大別され、さらに前者は自然主義（道

⁴⁶ 金子編、前掲書、p.290.

⁴⁷ 同上書、p.307.

⁴⁸ 直観主義は倫理原則が行為の結果に関係なくアприオリに決定できるとする点で義務論的倫理学に含めることができる。しかしそれが非自然的な知的直観によってのみ捉えることができる、とする点ではメタ倫理学に含めることができる。

徳判断は何らかの自然的事実判断によって定義可能とみる)と直覚主義(徳判断は一定の非自然的直覚によってのみ把握可能な非自然的事実に関する判断であるとみなす)に区別される。後者は情動主義(徳判断の情動的側面を重視する)と指令主義(徳判断の指令的側面を重視する)に区別される。これらの非認知説は、「存在と当為」に関して、前者から後者が導けないとする。「善と正」に関しては、情緒主義は善は定義できず、主観的感情の表明であるとし、指令主義は、一定の範囲内においては善に関する理由づけが可能とする。メタ倫理学は規範的研究というよりも、むしろ人工言語や日常言語を用いた論理学的意味論の色彩が強いと考えられる⁴⁹。

4.1.4. ドイツ語圏における倫理学

以上見てきた記述倫理学、規範倫理学、メタ倫理学は、主に英語圏における倫理学である。この中で優勢なのは現在に至るまで、規範倫理学における目的論的倫理学の判断根拠をなす功利主義である。これに対して、ドイツ語圏の倫理学研究においては、カントの人格主義の影響が強い。人格主義的視点を保持しているドイツ語圏の倫理学研究から、本研究に参考となる点は多い。ここではアンネマリー・ピーバーの方法について見てみる。

ピーバーは人格主義の倫理学を発展させ、倫理を「道徳 Moral (人倫 Sitte) と道徳性 Moralität (人倫性 Sittlichkeit) の関係」という視点で捉える。前者は一般に認められた道徳規準という規則に従うことである。後者は伝承されてきた行為規則や価値尺度を受け入れるだけでなく、洞察と熟慮に基づいて、そのつど必要な善いことをなすことである⁵⁰。これは「倫理的社會習慣と人間の倫理意識」⁵¹の対立、ジョン・デューイの言葉を用いるなら、「慣習倫理(customary morality)と反省倫理(reflective morality)の関係」⁵²になる。ピーバーは、この道徳と道徳性の関係を反省(反照)することが倫理学の本質であると述べる。

さらに英語圏とドイツ語圏ではメタ倫理学に対する理解が異なる。ピーバーは英語圏におけるメタ倫理学が日常的な道徳の言語で使用される語の指示内容の分析を試みるが、そ

⁴⁹ 友添他、前掲論文、pp.44-45

⁵⁰ アンネマリー・ピーバー(Annemarie Pieper)(越部良一、中山剛史、御子柴善之訳)、『倫理学入門』(ヴァリエ叢書5)、文化書房博文社、1997.p.16-17.

⁵¹ 加藤尚武、『環境倫理学のすすめ』、丸善、1991.p.225.

⁵² 慣習倫理とは世間の人々に認められている倫理。反省倫理とは慣習倫理を反省し倫理的なよさについて納得のいくように生きる倫理。(J.デュウイ／J.H.タフツ(久野収訳)、『社

れをアングロサクソン的メタ倫理学と呼び、本来の意味でのメタ倫理学とは、「倫理学の対象に直接関係するのではなく、倫理学的反省の構造自身や、いかにして倫理学はその対象を語るのかという仕方に関係するあらゆる反省のことである」⁵³と述べる。

4.1.5. わが国における倫理学

先に見た「道徳と道徳性」あるいは「慣習倫理と反省倫理」は「倫理」の二面性を表している。このことを伴は、「『倫理』とは主体的かつ社会的な二重性の統一において、その本質的奥行きと具体的広がりとにおいて、全体としてうけとめることが要求されている」⁵⁴と述べる。この二面性を原理的に追求した代表形態がカントの「人格」、そしてヘーゲルの「人倫」の原理である。

わが国における代表的倫理学者としては西田幾多郎と和辻哲郎が挙げられる。彼らは東洋ないし自国の思想的伝統と西洋のそれとをともに摂取している特徴があるが、西田は倫理を主体の根源の次元へ掘り下げる方向で捉えたのに対し、和辻は人倫的・社会的な広がりにおいて捉えようとした⁵⁵。

4.2. 本研究における方法

本研究の目的を達成するために、先の分類に従えば本研究はスポーツの規範倫理学である。浜田はカントの倫理学の体系的位置づけの注目すべき点の一つとして、「倫理学は人間に対して責務を課す、当為の学としての性格をもつ点が重要である」⁵⁶と述べている。つまり何をなすべきか、何をなさざるべきかについて、倫理学によって責任を明示し、それを課すところまで言及することが必要である。「倫理的善惡が問われるのはまずもって自己の他者に対する態度である。(中略) 倫理の最も基本的な領域は、自己と他者との関係領域である」⁵⁷。人間は経験に基づいて判断して行為をする。その際、何らかの形で他者と関わり、他者に影響を与えることもある。行為の問題は「規則」や「規範」といった問

会倫理学』、『世界の大思想』 I -27、河出書房新社、1966.)

⁵³ ピーバー、前掲書、pp.77-78.

⁵⁴ 伴他編、前掲書、p.5.

⁵⁵ 同上書、pp.8-9.

⁵⁶ 浜田義文、「倫理学とは何か—近代倫理学の検討を通じて—」、日本倫理学会編、『倫理学とは何か』、慶應通信、1988. pp. 39-42.

⁵⁷ 宇都宮芳明、「倫理学の課題」、宇都宮芳明、熊野純彦編、『倫理学を学ぶ人のために』、世界思想社、1994. pp.20-21.

題と切り離すことができない⁵⁸し、「倫理であるかぎり、それは一定の行為規範という性格を含む」⁵⁹。最終的には規範倫理まで提示する必要がある。特定集団を維持するために倫理は必要であり、そのために個人は責任を有するわけである。その際、「行為の規範は、まざもって『禁止』として登場する」⁶⁰ことになる。

本研究をスポーツの規範倫理学的研究と位置づけた以上、基本的には当然規範倫理学の方法が採られる。しかし、既存の方法、例えばブラウンの先行研究をそのまま適用するわけにはいかない。なぜなら先行研究の問題点で指摘したように、スポーツ世界と日常世界の関係、つまり「存在と当為」の関係、あるいは現実の自由主義社会における「善と正」の問題が連動しているからである。これまでなされた倫理学、スポーツ倫理学における論争を考慮しつつ、筆者自らが「倫理」を設定し、「存在と当為」、「善と正」の問題に解答する必要があろう。

また先に指摘したように、倫理学において常に問題になることに相対主義からの批判がある。これは、「道徳が多数存在し、それらの具体的実質的規範が互いに矛盾することが實際珍しくなく、その上それらの規範が時とともにいつでも変化することを根拠として、無条件的な拘束力を要求できるような普遍的規範を発見することは不可能だと主張する」⁶¹。この問題に直面する時にとる態度としては、1)いかなる規範も特殊でしかありえぬとする相対主義の立場、2)人間の普遍的本性とか人間存在の理法を想定することによって、普遍的な規範を主張する立場、3)具体的で特殊なエーツのせめぎ合いを通じて普遍的な倫理が形成されるとする「特殊的普遍」の立場、の三つがある⁶²と考えられる。これを慣習倫理と反省倫理から捉えると、1)は慣習倫理だけを取り上げたもので、先に見た記述倫理学に該当し、3)は慣習倫理と反省倫理が弁証法的相互作用の関係（相互規定的関係）にある。

本稿では相対主義による論難を考慮するため3)を支持するが、3)を考察する際に2)が重要となる。なぜなら、倫理学は人間学が扱う人間の本質への問い合わせに対する答えに左右される⁶³からである。ユクスキュルは、有機体と環境世界の相互的・円環的統一というヴィジョンを示した。しかしこれを人間の世界にもあてはめることの拒否から、人間学が始まっ

⁵⁸ 水谷雅彦、「行為と規範」、宇都宮他編、前掲書、p.64.

⁵⁹ 藤原保信、『自然観の構造と環境倫理学』、御茶の水書房、1991. p.162.

⁶⁰ 水谷雅彦、前掲論文、p.68.

⁶¹ ピーパー、前掲書、p.42.

⁶² 星野勉・三嶋輝夫・関根清三編、『倫理思想辞典』、山川出版、1997. p.3.

⁶³ ピーパー、前掲書、p.42.

たと言える⁶⁴。したがって人間学では、人間と他の動物の相違、人間独自の特徴に焦点を当てることになる⁶⁵。

本稿では、ピーパーが用いる「道徳と道徳性の関係」を考慮して、本研究における「倫理」を確定する方法を探る。本稿では以下、ピーパーが用いる道徳と道徳性を、それぞれデューイが用いる慣習倫理と反省倫理という用語で統一する。この慣習倫理と反省倫理という二項の弁証法的関係に基づき、日常世界とスポーツ世界のそれぞれの記述倫理を視野に入れつつ、筆者自らが「慣習倫理と反省倫理の関係」を反省していく。この慣習倫理と反省倫理は、人間本質における「社会的存在」と「差異化・卓越化」に基づく。この件については第1章で考察する。また慣習倫理といった場合、ある特定の集団あるいは共同体が重要となる。したがって特定の集団・共同体を規定する必要がある。この件については第2章のコミュニタリアニズム、および第5章のスポーツ世界共同体の項で検討する。

4.3. 本研究の手順

本研究では、まず本研究における「倫理」の立場を確定する必要がある。その際上述したように、人間の存在状況にまで遡及して倫理を明示する。本稿において重要と考える人間の存在状況は「社会的存在」と「差異化・卓越化する存在」である。これに基づいて本稿における倫理を確定する（第1章）。

倫理学における最大の難問は、「存在と当為」の問題である。言い換えれば、いかにして事実判断から価値判断を導出するかである。本稿ではこの難問に第3章で解答するが、事実判断、つまり現状分析がその基礎であることは疑いえない。生活世界については第2章、スポーツ世界については第4章で現状分析を行う。

本稿の倫理を確定した後は、自由主義社会の倫理を批判的に考察し、生活世界における「善と正」の優先性を確定する（第2章）。次に自由主義の倫理を克服する新たな倫理を提唱する。本研究で支持する新しい倫理学は環境倫理学である。特にハンス・ヨーナスの理論に依拠して、生活世界における「存在と当為」の優先性を確定する（第3章）。次に、スポー

⁶⁴ 浅田彰、『構造と力』、勁草書房、1983. p.33.

⁶⁵ 人間の独自性を探究していくことはこれからも必要なことである。しかし人間の独自性をふまえた上で、倫理学においては、また現在の環境世界の危機的状況ということを考慮に入れると、人間と他の動物の連續性、共通性を中心に考える必要があることを指摘しておかねばならない。「出発すべきは常に全体からであり、全体は個の算術的総和ではない」（丸山圭三郎、『ソシュールの思想』、岩波書店、1981. p.95.）。

ツ世界の倫理を記述する。つまり、現在のスポーツ世界では「善と正」がどのような関係になっているかを現状分析する（第4章）。次に、自由主義社会とスポーツ世界の関係を考察し、スポーツ世界の「善と正」および「存在と当為」の優先性を確定する。最後にそれまでの議論をふまえて、スポーツ倫理の機序を明示し、スポーツ世界の方向性を提示する（第5章）。

5. 研究の意義と限界

本研究の意義は二つに大別できる。

本研究は、既存の倫理学研究では比較的新しい応用倫理学の一領域、スポーツ倫理学の研究と位置付けられる。応用倫理学では、生命倫理と環境倫理が二大研究課題となっているが、スポーツ世界ではこの両者が問題となる。例えば、薬物は治療目的に開発されたものであるが、スポーツ世界では競技力向上のために使用される。遺伝子操作、インターネット上の精子売買の広告等、生命倫理学で問題となることはスポーツ世界でも問題となる。また長野オリンピックの滑降コースを巡る競技団体と環境保護団体の対立に象徴されるように、環境問題もスポーツ世界では大きな問題である。このようにスポーツ倫理学では、生命倫理学と環境倫理学の視座やさらに両者の対立を越えた考察が必要であり、ここに本研究の意義のひとつがある。特に、本稿ではコミュニタリアニズムを支持することになるが、これは関係の網の目を自然にまで拡大する点で、本書でとりあげる環境倫理学と関係する⁶⁶。これまでの先行研究で、環境倫理学に基づいてスポーツ倫理を提示したものは見あたらず、本研究の意義が認められよう。

また、カール・マルクスはかつて『ドイツ・イデオロギー』で、世界を解釈することが大事なのではなく、世界を変革することが大事なのだと語った。だが佐伯は、今必要なことはそれとは正反対であるという。世界は自動的に変化しており、問題はそれを解釈する思想の方にある。それゆえ現代ほど思想が求められている時代はないという⁶⁷。現在世界で生じていることから考えてみても佐伯の指摘は正しいと思われる。理念がなければ事実を評価することはできない。理念を作るのは、思想や観念であり、それを結わえたりほどいたりするのが思索である⁶⁸。たとえば生命倫理学の最前線では、遺伝子操作に関してさ

⁶⁶ 藤原保信、前掲書『自由主義の再検討』、p.194.

⁶⁷ 佐伯啓思、『「アメリカニズム」の終焉』、TBSブリタニカ、1993 p.12.

⁶⁸ 佐伯啓思、『イデオロギー／脱イデオロギー』(21世紀問題群ブックス5)、岩波書店、

さまざまな議論がなされている。われわれ人類はすでに遺伝子操作の技術を手にしているわけであるが、この事実をどのように評価すればよいのか、この事実を評価するためにはどうしても理念が必要となる。本稿はこの理念に関わる研究である。この理念について研究することは、究極的には「人間とは何か」という、哲学では古くから存在する問いに突き当たるといえよう。

しかし、「人間とは何か」を理解することが重要であるとしても、スポーツ世界を考察対象とすることでそれが達成可能であろうか。今道は、「身近なところからの声が出てこなくては、学問は社会のものにならない」⁶⁹と述べている。したがって日常世界よりもさらに具体的で要素が少なく、意味の限定された領域であるスポーツ世界の倫理について考察することによって、日常世界の一般倫理問題（遺伝子操作の是非など）にも影響を与える視点が獲得できると考える。現在ではスポーツ世界の影響力はきわめて強いと言ってよく、スポーツ世界の方向性を示すことは、日常世界にも影響を与える可能性が十分にあり、この点にも本研究の意義が認められよう。逆にいうならば、スポーツ世界の独自の倫理とともに一般世界の倫理への提言ができなければ、単なるスポーツ世界の倫理学的考察に留まる。本研究では、一般倫理にも今後の方向性を示すことを試みる。今道が「身近なところから、倫理や道徳は生まれ、そこに生きているものであって、それゆえにこそ倫理がなくなければ、人間は身近なところから崩れ、本当に人間でなくなるだろう」⁷⁰と述べる通り、スポーツ世界に倫理がなくなれば、人間は日常世界でも人間でなくなる可能性がある。

また、研究の限界としては、本研究はスポーツ世界に限らず一般世界をも視野に入れた研究であり、従来なされてきたスポーツの定義、スポーツ本質論といった問題には深く言及しない点である。

1995.p.2.

⁶⁹ 今道友信、『エコエティカ』（講談社学術文庫）、講談社、1990年、p.75.

⁷⁰ 同上書、p.75.